

沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（平成20年7月1日付け、国官総第164号の2及び国官技第47号の2）及び国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成22年4月1日付け、国官総第367号の2及び国官技第369号の2）の規定に基づいて沖縄総合事務局開発建設部（以下、「部」という。）に設置する沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会（「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、沖縄総合事務局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 部が作成した再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案）の提出を受け、要領に基づく再評価システムの運用状況について報告を受けること。
- 二 部が作成した事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（案）の提出を受け、要領に基づく事後評価システムの運用状況について報告を受けること。
- 三 再評価の審議対象事業に関し、部が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針（原案）に対し意見がある場合には、部に対してその具申を行うこと。
- 四 事後評価の審議対象事業に関し、部が作成した対応方針（案）について審議を行い、対応方針（案）に対し意見がある場合には、部に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員会は委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。ただし、6年を限度とする。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、審議方法を定めた沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課において処理する。

(その他)

第6条 部以外の事業主体の実施事業と部の実施事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価又は事後評価を実施することが効率的な場合には、委員会で審議することができるものとする。

附則

本規則は、平成10年10月20日から施行する。

本規則は、平成12年 1月 6日から施行する。

本規則は、平成12年 2月21日から施行する。

本規則は、平成13年 9月13日から施行する。

本規則は、平成15年 7月23日から施行する。

本規則は、平成20年 8月 7日から施行する。

本規則は、平成21年12月 4日から施行する。

本規則は、平成22年 4月 1日から施行する。